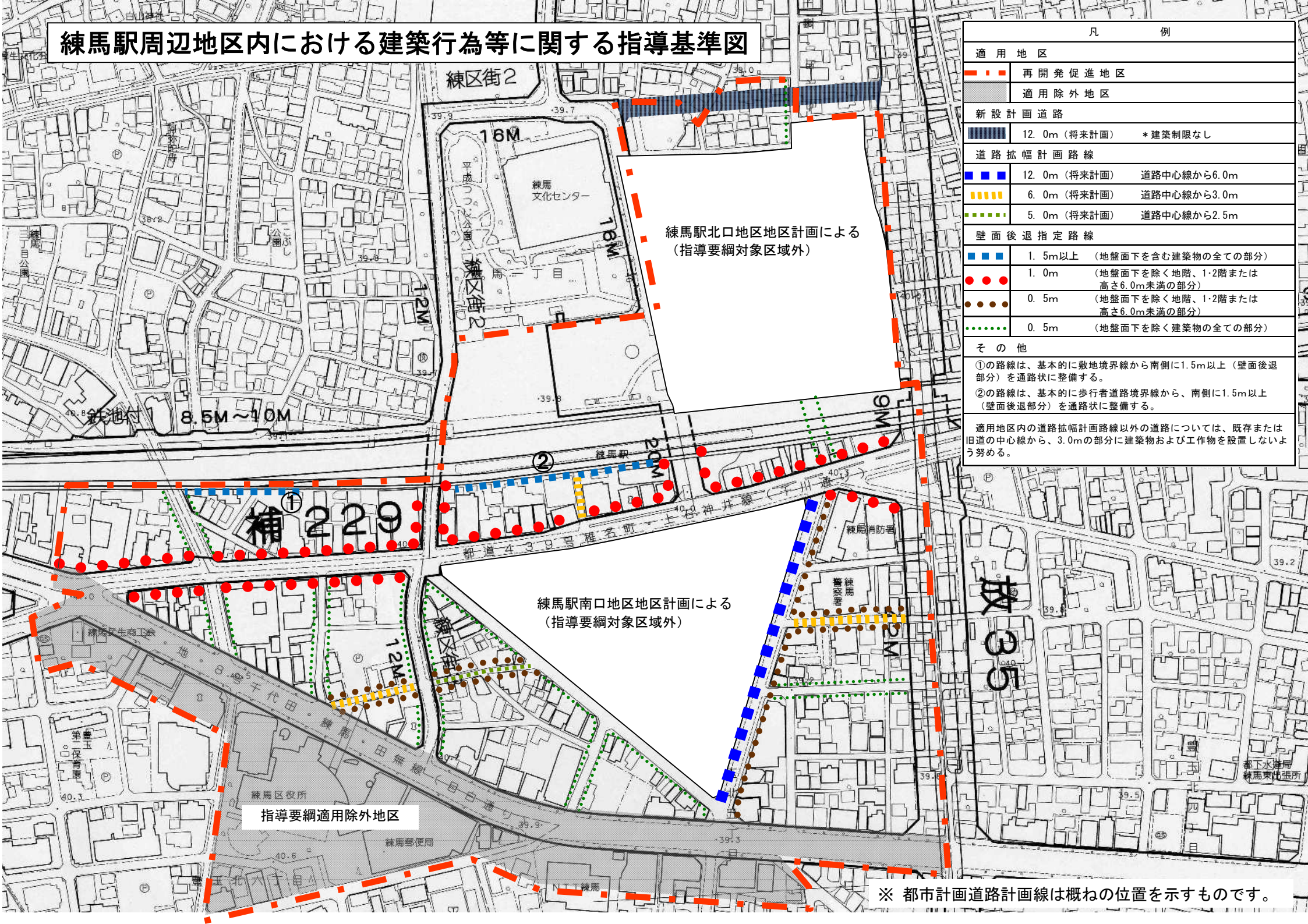


練馬駅周辺地区内における建築行為等に関する指導基準図



凡 例		
適 用 地 区		
■ ■ ■ ■ ■	再 開 発 促 進 地 区	
■ ■ ■ ■ ■	適 用 除 外 地 区	
新 設 計 画 道 路		
■ ■ ■ ■ ■	12. 0m (将来計画)	* 建築制限なし
道 路 拡 幅 計 画 路 線		
■ ■ ■ ■ ■	12. 0m (将来計画)	道路中心線から6.0m
■ ■ ■ ■ ■	6. 0m (将来計画)	道路中心線から3.0m
■ ■ ■ ■ ■	5. 0m (将来計画)	道路中心線から2.5m
壁 面 後 退 指 定 路 線		
■ ■ ■ ■ ■	1. 5m以上	(地盤面下を含む建築物の全ての部分)
● ● ● ● ●	1. 0m	(地盤面下を除く地階、1・2階または高さ6.0m未満の部分)
● ● ● ● ●	0. 5m	(地盤面下を除く地階、1・2階または高さ6.0m未満の部分)
● ● ● ● ●	0. 5m	(地盤面下を除く建築物の全ての部分)
そ の 他		
①の路線は、基本的に敷地境界線から南側に1.5m以上(壁面後退部分)を通路状に整備する。		
②の路線は、基本的に歩行者道路境界線から、南側に1.5m以上(壁面後退部分)を通路状に整備する。		
適用地区内の道路拡幅計画路線以外の道路については、既存または旧道の中心線から、3.0mの部分に建築物および工作物を設置しないよう努める。		

練馬駅北口地区地区計画による
(指導要綱対象区域外)

練馬駅南口地区地区計画による
(指導要綱対象区域外)

指導要綱適用除外地区

※ 都市計画道路計画線は概ねの位置を示すものです。